

# 令和3年度 京都市立春日野小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

この間、平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や本市の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」等の取組の一層の充実をめざし、取組指針の改定が行われた。本校でも、この「取組指針」に則り、子どもの成長に関わる全ての人々との協働のもと、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築するための取組を一層推進する。

### (2) 基本理念

いじめは、全ての子どもに関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようすることを旨として行う。

また、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 いじめ対策委員会

### ○構成（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・各学年担当教員・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー ※緊急対応時はこの限りではない

### ○役割

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の子どもの情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・関係機関、専門機関との連携対応

（会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載）

### ○開催時期

定例委員会は、月1回月曜日に開催。※緊急対応の場合は、この限りではない。

### ○周知方法

ホームページによる掲載、懇談会や学校運営協議会等

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### ○ 学習環境の整備

- ・教室等を安全に気持ちよく過ごせるように整理する。

- ・大人の目が届かない場所をつくらないよう、校内整備をする。
- ・学校図書館に「いじめ問題」をはじめ人権に関わる本のコーナーを設置する。

## ○ 授業改善の充実

- ・実態分析と教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画の作成、「めあて・まとめ・振り返り」の徹底に重点を置き、全ての子どもがわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての子どもが安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動・協働活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての子どもに習得すべき基礎学力の定着を図る。

## ○ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、特別の教科道徳の時間をはじめ、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・全学級が参観等の時間に1回以上、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・年間8回「人権タイム」を設定し、系統的・継続的な人権学習を行う。
- ・非行防止教室を活用し、学級でも話し合いのテーマとして取り上げる。

## ○ 子どもが主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者や障がい者との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・児童会活動の充実を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。

## ○ 子ども同士の絆づくり

- ・春日丘中学校・日野小学校との児童会生徒会の連携を図り、「あいさつ運動」を推進する。
- ・年間を通じて異年齢集団活動（フレンズ活動）を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

## （2）いじめの早期発見・積極的認知のための取組

### ○ 日常の子どもに関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに係る情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

### ○ 子どもに対する定期的な調査

- ・いじめ記名式アンケートを6月・10月、4～6年生については、クラスマネジメントシートを活用する。
- ・学校評価の子どもによるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。
- ・7月と10月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、子どもの観察に努める。

### ○ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・被害を受けた子ども、加害の子ども両者に丁寧に聞き取りを実施し、事実確認をする。
- ・周囲の子どもたちからも聞き取りを行う。
- ・いじめ対策委員会で共有し、初期対応する。

## （3）いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### ○ 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害を受けた子どもの支援や加害の子どもへの指導、周りの子どもの状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等に努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

## 『いじめ事案に対する組織的な対応の流れ』

### 前提となる基本事項

- |                                   |                     |
|-----------------------------------|---------------------|
| 『学校いじめの防止等基本方針』                   | 『いじめ対策委員会』          |
|                                   | □学校いじめ防止プログラムの策定    |
| □教職員、児童生徒、保護者、地域への周知              | 方法の確認・周知            |
| □取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善 | □臨時の委員会開催時の手順確認・周知  |
|                                   | □児童生徒、保護者、地域への周知    |
|                                   | □いじめの認知・解消の判断について確認 |

### 未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

- いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握
- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
  - ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない  
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない  
対応

- 【いじめ対策委員会で共有】
- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

- 【事実確認】
- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
  - いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
  - 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
  - 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。  
[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った  
指導

- 【児童生徒への指導・支援】
- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
  - 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
  - いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
  - 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

#### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

- 【教育委員会への報告・連携】
- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

#### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

#### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

#### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
    - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
    - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## ○ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について子どもへの指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ教室」での内容を他学年の子どもにも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

## ○ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめ解消の定義としては、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること、いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている場合となっているが、他の事情も勘案し、継続して見守る。
- ・いじめの見えにくさやいじめの再発の可能性も踏まえ、解消とされる状態に至ったとしても、いじめの被害児童、加害児童共に日常的に注意深く観察する。

## (4) 教職員の資質能力向上の取組

### ○ 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

### ○ 内容

- ・「春日野小学校いじめの防止等基本方針」の徹底
- ・教職員のいじめに対する意識向上
- ・事例を基にした実践研修
- ・アンケート結果を基にした研修

### ○ 実施時期

- ・4月、5月、7月、10月、2月、3月に行う生徒指導研修会時に実施する。

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「春日野小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の授業参観の呼びかけを育友会の協力の下進める。
- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・評価結果を踏まえ、P D C A サイクルでの取組の見直しと改善を図る。
- ・春日野小学校育友会・学校運営協議会との連携の下、いじめ問題や「春日野小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害を受けた子どもの身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害の子ども・被害を受けた子どもの精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターとの連携を密にしておく。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた子ども及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されてい

るが、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## 6 年間計画

※新型コロナウイルス感染拡大防止の対応により、予定を変更する場合があります。

月	対策会議や 校内研修等	未然防止に向けた 取組や行事等	アンケートの実施や 教育相談週間等	保護者への発信等
4	学級経営方針作成	人権タイム（キャリア教育）		入学式後の保護者説明 授業参観・懇談会①の中で啓発 個人懇談会①
5	いじめ・不登校対策委員会① 「校内体制・組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 校内研修で「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解 学級経営方針・気にかかる児童についての交流	校長講話（憲法・きまり） 人権タイム（総合育成支援教育）		学校運営協議会で説明と評価①
6	いじめ・不登校対策委員会② 「第1回いじめに関するアンケート」の実施に向けて 「学校評価の実施に向けて」①	人権タイム（性教育） 小中合同挨拶運動（未定） 非行防止教室（6年） ケータイ教室（6年） 6年修学旅行	第1回いじめに関するアンケートの実施、学年集約と情報共有①	道徳の授業参観
7	いじめ・不登校対策委員会③ 「アンケート・学校評価の結果の共有」① 「第1回クラスマネジメントシート」の実施に向けて	人権タイム（総合育成支援教育） 小中合同挨拶運動（未定） 終業式での校長の話	教育相談週間 児童による学校評価 第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と情報共有①	個人懇談会②
8	いじめ・不登校対策委員会④ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」	始業式での校長の話	学校いじめ防止プログラムの見直し	
9	いじめ対策委員会⑤ 学級経営方針・気にかかる児童についての中間報告	人権タイム（キャリア教育） 小中合同挨拶運動（未定） 5年国立若狭湾青少年自然の家宿泊学習		学校運営協議会で説明と評価② 自由参観
10	いじめ・不登校対策委員⑥ 「第2回いじめに関するアンケート」の実施に向けて 学級経営方針中期振り返り	小中合同挨拶運動（未定） 運動会 運動会での校長の話	第2回いじめに関するアンケートの実施、学年集約と情報共有② 教育相談週間	
11	いじめ・不登校対策委員会⑦ 「学校評価の実施に向けて」② 「第2回クラスマネジメントシート」の実施に向けて	人権タイム（男女平等教育） 小中合同挨拶運動（未定） 人権タイム（キャリア教育） 学習発表会 学習発表会での校長の話	第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と情報共有②	学習発表会

1 2	いじめ・不登校対策委員会⑧ 「学校評価の結果の共有」②	小中合同挨拶運動（未定） 校長講話（人権）	児童による学校評価 学校いじめ防止プログラムの見直し	個人懇談会③
1	いじめ・不登校対策委員会⑨ 「学校評価の実施に向けて」③	人権タイム（外国人教育） 小中合同挨拶運動（未定） 始業式での校長の話		人権学習の授業参観
2	いじめ・不登校対策委員会⑩ 「学校評価の結果の共有」③ 学級経営方針・気にかかる児童についての変容・振り返り	小中合同挨拶運動（未定）	児童による学校評価	新1年体験入学保護者説明 学校運営協議会で説明と評価③ 授業参観・懇談会②の中で啓発
3	いじめ・不登校対策委員会⑪ 「次年度の基本方針の確認」	人権タイム（キャリア教育） 小中合同挨拶運動（未定） 修了式での校長の話 (1年間の振り返り)		